

事 務 連 絡  
平成29年9月28日

都道府県  
各 指定都市 介護保険主管課（室） 御中  
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会が主催する  
説明会・研修会の協力について（福祉用具の見直し関係）

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

福祉用具の給付のあり方については、昨年12月9日に取りまとめられた「介護保険制度の見直しに関する意見」（社会保障審議会介護保険部会）において、介護保険制度の持続可能性の確保の一環として明記されました。

具体的には、必要な方に適切な価格で福祉用具を貸与する観点から、

- ・ 利用者が、自立支援や状態の悪化の防止に資する適切な福祉用具を選択できるよう、福祉用具専門相談員が、貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格等を利用者に説明することや、
- ・ 機能や価格帯の異なる複数の商品を提示することを義務づけることが適当である

等といった内容が盛り込まれ、平成30年4月（全国平均貸与価格等の説明は平成30年10月）からの施行を予定しています。

これを踏まえ、本年度、一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会においては、老人保健健康増進等事業を活用し、添付のとおり、複数の商品を提示する等に当たっての必要な説明様式（暫定版）を作成するほか、その普及啓発に向けて、当協会の各都道府県ブロックの主権による説明会・研修会を随時開催することを予定しています。

つきましては、当協会の管内ブロック担当者から貴課（室）あてに開催について情報提供があった場合には、管内関係者への周知等について御協力いただきますようお願いいたします。

円滑な制度の施行に向けて、本趣旨について何卒御理解いただきますようお願いいたします。

**【説明会・研修会開催に関する問い合わせ】**

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

・担当：柳田

・電話：03-5418-7700

**【厚生労働省担当】**

厚生労働省老健局 高齢者支援課

福祉用具・住宅改修係

電 話：03-5253-1111 (内 3985)

e-mail： [fukushiyougu@mhlw.go.jp](mailto:fukushiyougu@mhlw.go.jp)